

# お知らせ

## 災害時要援護者の登録を受付けています

市では、自治会や消防団などにより、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導および日ごろの見守りが行える体制を整えるために、災害時要援護者の登録を受付けています。

### 登録の対象となる人

- 「ひとり暮らしの高齢者」や「重いしょうがいのある人」など、日常生活や、避難をする際に家族等の支援が困難なため、周囲の人の助けが必要な人です。
- ▶ 災害が起きた時に避難情報が伝わりにくく、情報伝達に配慮が必要な人
  - ▶ 避難したらいいかどうか自分で決められなかったり、避難の準備をひとりですることが難しい人 など



### 登録はどうやってするの？

- 登録を希望する人は、「登録申請書」と「個人情報の取扱いに係る同意書」を、市役所（高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、各支所福祉生活課）または社会福祉協議会（各支所含む）に提出してください。
- ▶ 登録を希望する人には、申請書・同意書を送付しますので、要援護者支援登録担当主管課 高齢福祉介護課（☎65-7789）へご連絡ください。
  - ▶ また、特に支援が必要と思われる人には、市から本制度の案内および申請書・同意書を送付します。

### 登録者の情報共有について

この制度では、申請にもとづき、登録者の支援に必要な事項をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、「個別計画」を自治会長、民生委員、避難支援者、市、社会福祉協議会が共有します。

つきましては、登録者のみなさまには、あらかじめ情報の共有について同意をいただくことを前提にしています。



### 地域の見守り、避難支援について

自治会では、登録者の申請にもとづき、登録者ごとの「個別計画」を作成し、地域での見守り、避難支援について整備いただきます。

なお、登録者への支援については、その責任を課すものでなく、善意による地域活動をおこなっていただくものです。

▶ 緊急時には、あなたも私も  
『いっしょに助かろう!』、『いっしょに逃げよう!』と日ごろから声をかけあいましょう。

お問合せ、申請書などの送付希望は、災害時要援護者支援班 要援護者支援登録担当主管課 高齢福祉介護課（☎65-7789）へ

# お知らせ

## 長浜市避難支援・見守り支えあい制度

～地域で支える 避難支援と日ごろの見守り～  
イツモのつきあいが モシモに生きる!



### ○なぜこの制度ができたの？

近年、全国的に風水害などの災害が多発し、多くの人が犠牲になっています。なかでも避難に時間を要する高齢者などの被災が多いことから、地域の避難支援体制を、あらかじめ整えておくことが重要です。

このようなことから、平成20年8月に「長浜市災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。

また、この中で、地域における『ひとり暮らしの高齢者』や『重いしょうがいのある人』など、日常生活に手助けが必要な人や、避難にあたって支援が必要となる人をあらかじめ把握（登録）し、災害時などの避難支援を円滑に行えるよう、ふだんから地域に住む人同士で支えあい、助けあう地域づくりを目指す「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」を創設しました。

### 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要

